

# 事前チェックシート

(本シートと必要書類は、申請時にご持参ください)

減免申請 予約日 令和 年 月 日 時 分

1. 主たる生計維持者 (世帯主)

(連絡先 ) 【対象保険 国保・介護・後期】

感染症による減免の要件によって、必要な書類が異なります。下記書類を、揃えて申請をしてください。

## ①感染症により、主たる生計維持者 (世帯主) が死亡または重篤な傷病を負った世帯

- ・医師による死亡診断書の写し
- ・感染症に感染し、症状が確認できる医師による診断書の写し

## ②感染症の影響により、主たる生計維持者 (世帯主) の事業収入等の減少が見込まれる世帯

★対象となる要件の確認:世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2)令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下であること(介護除く)
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

★【申請時に必要な書類】 (収入の状況が分かるもの、身分証明、通帳等)

- A主たる生計維持者の令和3年分の事業収入等 (月別) が確認できる書類
  - ※事業収入のある方は、確定申告又は市県民税の申告をしている方が対象
- B主たる生計維持者の令和4年1月から申請時までの事業収入等が確認できる書類の写し  
(給与明細書、給与所得の源泉徴収票、事業所得・不動産所得・山林所得の帳簿等)  
(事業収入等が確認できる書類のほかに、雇用保険受給資格者証、その他の収入の場合収入金額が確認できる書類、収入の明細が記載されている通帳等)

## ③感染症の影響により、主たる生計維持者 (世帯主) が廃業又は失業した世帯

- ②の申請時に必要な書類
- 主たる生計維持者が感染症により、事業の廃止又は失業したことが確認できる書類の写し  
(感染症による廃業が確認できる税務署に提出する廃業届出書、感染症により失業したことが確認できる事業主からの退職証明書・解雇通知書・離職票等)

(減免の対象とならない方)

- ①世帯主 (主たる生計維持者) の前年の事業所得等が0円以下の場合
- ②世帯主 (主たる生計維持者) の所得が年金所得のみの場合
- ③世帯の中に未申告者がいる場合